

戦後神奈川における教員研修に関する研究

— 神奈川県立教育センターの設立とその役割を中心に —

武井 勝¹

本研究では、第二次世界大戦前と占領下との教員研修のあり方の違いに着目しつつ、戦後神奈川の研修・研究事業を概観した。次に、県立教育センターの設立から総合教育センターに至るまでの研修事業の変遷を県内外の社会情勢の変化に伴う教育課題と関連づけて整理し、本県教育センターの研修が果たしてきた役割及び今後の展望について考察した。

はじめに

昭和46年6月の中央教育審議会答申（いわゆる四六答申）で「第3の教育改革」が提起されて以来、教員の資質能力の向上が問われて久しい。教員の資質能力の向上には教員研修が不可欠であるが、その研修のあり方は、時代が求める学校の機能や教員像の変化に伴い変わるべきものである。したがって戦後神奈川の教員研修の変遷を検証することは、これからの本県教育における教員研修のあり方を模索する上で意義あることだと考えた。

そこで本研究では、まず第二次世界大戦前と占領下との教員研修のあり方の違いに着目しつつ、昭和23年発足の神奈川県教育委員会事務局による研修事業の特徴と、同年設立の県教育研究所の機能を捉えた。次に、県立教育センター設立の背景と経緯及び現在の総合教育センターに至るまでの変遷過程を県内外の社会情勢の動向と関連づけて整理し、県立教育センターの研修が本県の教育に果たしてきた役割及び県立総合教育センターの今後の展望についても考察した。

研究の内容

1 県立教育センター設立以前の教員研修の概要

戦前と占領下との研修のあり方の違いに着目しつつ、県立教育センター設立以前の教員研修に関する政策や事業を概観した（第1表）¹⁾。

(1) 明治期から昭和前期の教員研修の状況

明治期は県主催の授業法に関する講習、県の委嘱を受けた県教育会による講習会が実施された。明治20年の県小学校訓導講習会は「開発主義教授法」が普及する契機となり、受講者が各地で実施した伝達講習が郡市教育会の結成を促すなど本県の教育界にとって一大

第1表 教育センター設立以前の教員研修関連年表

年代	教員研修に関する主な政策・事業
明20	県小学校訓導講習会実施 県教育会設立
26	「箝口訓令」発令 県教育会解散
27	県教育会、各郡市教育会の連合体として再建
大13	県教育会、小学校現職教員講習会を開始
15	県「県下尋常小学校本科正教員講習規程」を制定
昭9	神奈川県国民精神文化講習所設立
21	GHQ、「米国教育使節団報告書(第1次)」発表
23	I F E L開始 県教育委員会発足 県教育研究所設立
24	「教育職員免許法」・「教育職員免許法施行規則」公布 県教委、教育職員免許法認定講習実施
31	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」公布 県教育研究所、県条例により運営

転機となった。明治20年設立の県教育会は、明治26年の「箝口（かんこう）訓令」等により一時解散したが、明治27年の再建後は中央集権的な統制機関としての性格を強めた。

大正・昭和前期は、文部省の教員養成政策に対応し、県及び県教育会が小学校現職教員講習会等を実施した。昭和10年代になると、県教育会が小学校武道指導者講習会、昭和9年10月設立の神奈川県国民精神文化講習所が国家主義思想に基づく国民精神文化講習会や思想問題講習会を実施するなど、教員研修の役割は当時の世情を反映して変化した。

(2) 戦後の教員研修の状況

占領直後の昭和21年4月、連合軍最高司令官総司令部（以下、GHQと称す）は「米国教育使節団報告書（第1次）」を発表し、戦前の一方向的な伝達を主とする研修方法を否定し、自由主義・民主主義に基づく教員研修の方法を説いた。この報告書の趣旨を踏まえて、文部省はGHQ内民間情報教育局（以下、C I Eと略す）の指導及び助言を得ながら教育指導者講習会（I F E L）、教育職員免許法認定講習（以下、免許法認定講習と略す）、「科学教育研究室」の設置による長期派遣制度等の教員研修事業を実施し、新教育の理念や指導技術の普及に努めた。

以上の研修事業のうち、I F E Lはthe Institute

1 県立藤沢西高等学校

研修分野（教育史・教育制度）

for Educational Leadership の略称であり、文部省がC I Eの賛助を得て、昭和23年10月から昭和27年3月まで8期にわたり開催した。受講者は各都道府県から人物調査や筆記試験の成績等により選定された地方教育界の指導者層であり、講習では討論や協議とともに個人研究も行われた。免許法認定講習は、昭和24年5月の「教育職員免許法」の公布を踏まえた正規の教員免許状取得のための講習であり、同年11月に公布された「教職員免許法施行規則」の規定に即して都道府県教育委員会や教員養成系大学が実施した²⁾。

昭和23年に神奈川県教育委員会（以下、県教委と略す）が発足すると、県教委事務局（昭和28年度以降は県教育庁と称す）は、免許法認定講習や新採用教員研修、理科実験講座、英語科教員夏期講習会等を開催し、県立教育センター設立後も国や県の教育施策を踏まえた教員の職務遂行上必要な直接的、短期的で即効性のある研修を実施している。また、県教委の発展や教員研修事業の確立には、I F E L受講者が重要な役割を果たしている。

一方研究事業については、文部省の施策を背景に昭和23年11月に設立された県教育研究所が大きな役割を担った。県教育研究所は、経費は県負担、運営は師範学校という全国でも例をみない形式で設立され、昭和28年に県教育庁の研究機構として位置づけられた。昭和31年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第30条の規定を受けて県立機関となった。同時に教職員の研修に関することが所掌事務に加わり、長期研修や短期研修を実施している³⁾。

2 神奈川県立教育センターの設立

(1) 設立の背景

文部省は昭和35年度から5ヶ年計画で科学技術教育の振興のため、「理科教育センター」の設置に対し、建築費の半額を国庫で負担するという補助事業を行った。この結果、昭和36年度に、富山・岐阜・山口の3県が理科教育センター、千葉県が教育センターを設立したのをはじめ、昭和40年度までに25府県が理科教育センター・教育センターを設立している（第2表）。

第2表 全国都道府県「理科教育センター」設立状況

設立年代	都道府県名
昭和36年	富山、岐阜、山口、〔千葉〕
昭和37年	岩手、茨城(39年に廃止)、栃木、新潟、大阪、広島、香川、愛媛
昭和38年	山形、石川、岡山
昭和39年	青森、愛知、和歌山、長崎、〔茨城〕、〔神奈川〕、〔高知〕、
昭和40年	宮城、福島、秋田、〔長野〕

〔 〕は教育センターを示す。

本県の場合は、当時の教育情勢が「教育センター」の設立に大きな影響を与えたものと考えられる。昭和30年代の本県教育界は勤評問題等により混乱し、それが子どもたちの学力向上を妨げていた。当時の京浜工

業地帯にある企業の採用試験や全国学力調査の結果は、本県生徒の学力が英語・数学・理科を中心に全国レベル以下であることを示している。このような本県の実情から、昭和37年7月頃に教育委員が全員一致で「教育センター」の設立を決議し、内山岩太郎知事に懇請したところ、知事も快諾したという⁴⁾。

(2) 創設事務局の活動

昭和38年6月、県教育庁内に前教育長鈴木重信氏が事務局長とする「教育センター創設事務局」が設置された。創設事務局については、神奈川県立総合教育センター教育史資料室所蔵小川浩氏資料や関係者への聞き取り調査を通して次のことが明らかになった。

具体的には、文部省調査局長や横浜国立大学教授等をメンバーとする顧問団が設けられ、研修・調査研究のあり方について議論していること、新潟県・岡山県・兵庫県等の理科教育センター・教育研修所とともに日立製作所等の民間企業の研修所も視察していること、学校や市町村教育委員会関係者から研修方法等に関する意見を求めていること等である。その中で、日立製作所経営研修センター（我孫子研修所）の視察では、学校経営研修の理念や方法、宿泊棟の建設等を計画するにあたり多くの影響を受けたという。また研修の内容については、「教科の本質」を知ることができるような研修を計画し実施したが、このことは後に文部省や全国教育関係者から高い評価を得たという。

このようにして、昭和39年10月、神奈川県立教育センター（以下、県立教育センターと略す）が設立された。関係者への聞き取り調査を通して、創設事務局長の鈴木重信氏の「哲学」が設立に大きな影響を与えたことを確認することができた。

3 県立教育センターの研修事業の変遷

県立教育センターの研修事業の変遷を各年度の『事業報告』をもとに昭和57年度、平成3年度、平成13年度を画期とする4時期に分け、県内外の社会情勢の動向と関連づけながら各時期の特徴を捉えた（第3表）。

(1) 教科研修の拡充

県立教育センターの研修は、理科・英語の教科研修と学校経営研修でスタートし、昭和57年度までは教科研修の拡充がみられる。昭和41年度に算数・数学科、昭和45年度に国語科、昭和54年度に社会科の研修講座が始まったが、いずれも準備的研修を経て翌年度から本格的に実施している。また、昭和40年度には小・中学校教員を対象に各地区での指導的役割を担う人材の養成を目的とした長期研修が始まり、昭和45年度からは研修修了者を対象に学校現場での課題解決を意図した長期研修フォローアップ講座を昭和57年度まで実施している。昭和43年度には講堂の完成を受け特別講座が始まった。

研修の内容は、教科の本質や専門性に重点を置いた

ものや基礎的教養を中心にしたものであり、研修方法も講義だけではなく実験・観察や班別協議、輪読等受講者の主体性を重視した方法を取り入れている。

また、昭和47年度の機構改革後は「研究と研修の一体化」が充実し、学習指導上の課題や学習指導要領に関する研究が多くなり、研究成果を研修講座等で活用している。設立当初の調査研究は専門的で高度な内容が多く、特に理科の長期研修員は研究成果を学術的な学会等で発表することもあったという。

(2) 教育課題に対応した研修の拡充

昭和55年前後から、全国的に児童・生徒の非行や問題行動が増加してくると、全国の多くの教育センターで生徒指導や教育相談等に関する研修・調査研究の拡充が図られている。本県教育センターにおいては、昭和57年8月に県教育庁内のプロジェクトチームが「教育センターの改革について」と称する検討結果報告書を提出した。報告書では、山積する教育課題に対し、教育センターの研修の役割が明確でないこと、当時当面していた教育課題に関する研修が少ないこと、教科研修が全教科に対応していないこと、調査研究の研究期間が長期で機動性に乏しいこと等を指摘している。

このような状況を受け、県立教育センターは改革を行い、昭和58年度以降は「開かれた教育センター」・「問題解決型の教育センター」を主な基本方針として運営されるようになった。改革後の研修分野には新たに課題研修分野が加わり、生徒指導・教育相談・国際理解教育等に関する教育課題の解決を意図した講座を開設している。また、特別講座は受講対象を県民にも拡大した公開講座に替わった。教科研修は縮小傾向になったが、各教科で若手高校教員を対象にした教育法講座を実施し、教員の急増問題に対処している。さらに、調査研究でも長期研修員の研究を含めて児童・生徒の問題行動に関する研究をはじめ、今日的教育課題の解決を意図した内容のものが多くなった。

(3) 研修事業の拡充と研修体系の整備

昭和44年12月3日の理科教育及び産業教育審議会答申「高等学校における情報処理教育の推進について」以後、全国の多くの教育センターでは「情報処理教育センター」の設立や組織改編により、情報処理教育の推進体制を確立した。県立教育センターにおいては、昭和62年の「第二次新神奈川計画」を受けた、平成3年度の新研修棟（西棟）の竣工により技能教科、情報教育関係及び視聴覚機器・映像教材関係の3部門において新たな研修講座や調査研究が始まり、充実していった。教科研修は、保健体育を除く全教科に対応するようになり、課題研修分野においても昭和59年以来の本県重点施策である「ふれあい教育」や情報教育等に関する研修講座が充実した。

新研修棟竣工に伴う研修講座の新設・拡充により平成3年度の研修講座数は前年度より約2倍に急増して

第3表 県立教育センター設立後の県内外教育情勢の動向

年代	県内外の教育情勢の主な動向
昭39	神奈川県立教育センター(以下、教育センターと称す)設立
40	教育センター、長期研修講座の開始
43	教育センターの講堂完成 小学校学習指導要領告示
44	中学校学習指導要領告示 理科教育審議会及び産業教育審議会「高等学校における情報処理教育の推進について」答申
45	高等学校学習指導要領告示
46	中教審「第3の教育改革」を提唱(いわゆる四六答申)
48	県立高校百校新設計画開始 第1次石油危機
52	小・中学校学習指導要領告示(「ゆとり教育」重視)
53	中教審「教員の資質能力の向上について」答申 高等学校学習指導要領告示
55	「騒然たる教育論議」全国的に家庭内・校内暴力問題化
58	教育センター、改革後の新基本方針で運営 ◆児童・生徒指導の充実、教育の国際化推進
59	◆「ふれあい教育」の推進
60	◆福祉教育の推進
62	「二次新神奈川計画」策定 県立高校百校新設計画終了 教養審「教員の資質能力の向上方策について」(第2次答申)
63	初任者研修制度化
平1	小・中・高等学校学習指導要領告示
3	教育センター、新研修棟(西棟)竣工 ◆「個性・共生・共育」(ふれあい教育)の推進
9	教養審「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」(第1次答申)
10	小・中学校学習指導要領告示
11	県教育庁から教育センターへ初任者研修等を移管 高等学校学習指導要領告示 教養審「養成と採用・研修との連携の円滑化について」答申
12	カリキュラムセンター設立協議会の設置
13	教育センターにカリキュラムセンター機能追加 文科省「21世紀教育新生プラン」発表
14	文科省「確かな学力の向上のための2002アピール」発表 神奈川県立総合教育センター発足 完全学校週五日制実施

◆は本県教育委員会の重点施策を示す。

いる。平成4年度以降は研修の改善・見直しが進み、平成11年度に県教育庁指導部から初任者研修、6年・15年次研修が移管された後は、教員のライフステージに即した研修体系の整備が進んでいる。

初任者研修は、教員の資質能力向上政策の一環として、昭和63年5月に文部省が「教育公務員特例法」を改正して制度化した。制度化を受けて各都道府県では初任者研修の教育センターへの一元化や教育センターにおける研修体系の整備を進めている。

(4) カリキュラムセンター機能の拡大と研修の充実

平成13年4月、全国に先駆けて県立教育センターにカリキュラムセンター機能が加わった。学校及び教員の教育実践・改善の取組を支援することを目的として、人材の育成、カリキュラム・コンサルタント、調査研究・検証開発及び情報の収集・提供の事業に取り組んでいる。平成14年4月には、県立教育センターと昭和57年度から障害児教育関係の研修・研究を担ってきた県立第二教育センターとの再編により県立総合教育センターが発足した。このことで、両センターの研修・

調査研究、教育相談等の事業が有機的に結びつけられ、カリキュラムセンター機能は一層拡大している⁵⁾。

平成13年度以降の研修には、コーディネーター育成、学習指導要領改訂に伴う教科「情報」、学習評価に関する講座等が加わったが、特に「コーディネーター育成講座」は、受講者が主体的に研究テーマを設定して積極的に取り組むことに特徴があり、修了後は校内外で学校の特色づくりやカリキュラム開発等の推進者としての役割が期待される。また、カリキュラム・コンサルタントや「サテライト研修講座」を通して各学校や教員の教育実践・改善の取組を支援し、マイ・サマーセミナーやマイ・サタデーセミナーにより研修機会の拡大を図っている。さらに、平成15年度からは10年経験者研修、先見的な取組として注目されている「英語教員指導力向上研修講座」を実施している。

4 県立教育センターが果たした役割と今後の展望

昭和49年度に県立教育センターが行った県内の教員研修事業に関する調査結果によると、教科研修が拡大した昭和48年度においても、県教育庁指導部による研修が多くを占め、また各教育事務所や市町村教委が果たす役割が大きかったことが指摘されている。

昭和57年度のセンター改革後は、当面する教育課題に対応した研修・調査研究を行うようになったが、本県教育センターでは設立時から20年近く、教育課題を意識した研修は実施していなかっただけに、この改革はセンターの機能と役割を大きく転換させることになった。平成3年度の新研修棟竣工後は、技能教科、情報教育、視聴覚関係及び本県の重点施策である「ふれあい教育」に関する研修・調査研究も充実した。

現在、全国の教育センターでは、国の教員研修政策を踏まえ、研修事業の見直しを進めている。平成11年12月の教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」は、今後求められる教員の資質能力を踏まえて、勤務時間外の研修機会の提供、初任者研修における選択研修の実施や課題解決的な研修内容の導入、教職経験者研修における研修内容の精選・見直し、管理職研修における総合的なマネジメント能力の向上を意図した研修内容・方法の見直し等を指摘している。

県立総合教育センターにおいても、「幅広い視野と確かな指導力を持つ教育人材の育成」をめざして、基本研修事業、マネジメント能力や教科等の専門的指導力を高める研修等を実施している⁶⁾。

今後も研究・検証開発、情報収集等の機能を生かしつつ、各学校や教員の個々の課題に応じた助言や支援を充実させていくことが、今日の教育改革が進展していく中で、県立総合教育センターが果たしていく役割であると考えられる。

研修方法については、今後の情報化の進展を踏まえ

研修講座における「eラーニング」の活用があげられる。「eラーニング」の長所には、研修受講者が時間や場所の制約によらず個々のニーズやペースに応じて受講できること、研修担当者側には、短期間に多数の受講者に対して均質な情報を提供できること、研修教材の配布と更新が容易になること等がある。こうした「eラーニング」の長所を集合研修に組み入れることで、多人数を対象とする研修や長期間にわたる講座等が開設しやすくなり、多様な研修ニーズに対応していくことが可能となる。

おわりに

本研究では、本県における戦後教員研修の変遷とその役割について、次のような成果を得ることができた。

占領下は、I F E L等を通して指導者層の養成と教員の資質向上が図られ、研修内容・方法は戦前の研修とは異なる自由主義・民主主義に基づくものであった。昭和23年、県教育委員会が発足すると、県教育庁指導部を中心に職務遂行上必要な研修が実施され、研究面は同年設立の県教育研究所が担った。

昭和39年の県立教育センターの設立には、当時の本県の教育情勢が背景にあったこと、設立当初の研修・調査研究のあり方には、鈴木重信氏の理念が影響していたこと等を明らかにすることができた。以後、県立教育センターは県内外の社会情勢の変化の中で、教育課題に対応した昭和57年のセンター改革、平成13年のカリキュラムセンター機能の追加等を通してその機能や役割を拡大している。この間の研修事業が今日の教育改革や教員の資質向上に果たしてきた役割と今後の展望についても考察することができた。

今後も県立総合教育センターは、教員や県民のニーズに応じた研修機会の提供、将来を見据えた研究、学校支援等の機能の拡大を通して、本県における中核的な教員研修機関、教育研究のシンクタンクとしての役割を果たすことが一層期待されるであろう。

註

- 1) 県立教育センター編 1978・1979年『神奈川県教育史』上巻・下巻及び『近代日本制度史料』第18巻・第25巻を参考にした。
- 2) 林三平 1971「現職教育」（『戦後日本の教育改革 8 教員養成』所収 東京大学出版会）
- 3) 昭和34年度版『かながわ教育』4月号 pp. 21-23
- 4) 鈴木重信 1984「創設前後のこと」（県立教育センター所報『教育と文化』21号） pp. 30-32
- 5) 神奈川県立教育センター 2001「カリキュラムセンターハンドブック」 pp. 2-44
- 6) 平成16年度「県立総合教育センター要覧」より